

「金融商品の販売等に関する法律」の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかったことによって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じる。

【金融商品販売業者の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任】

1. 金融商品販売業者の説明義務の明確化

- (1) 金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とし、今後登場する新しい商品等については政令で定める。
- (2) 金融商品販売業者に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務付ける。
 - ① 元本欠損が生ずるおそれがある旨及び元本欠損を生ずる次の要因
 - ・金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動
 - ・金融商品販売業者等の業務又は財産の状況の変化
 - ② 権利行使期間の制限又は解約期間の制限
- (3) 説明義務を負う者は、取次ぎ・媒介・代理を行う者も含む。
- (4) 顧客が、金融商品販売業者等である場合や、顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

2. 説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかったときは、損害賠償責任を負うものとし、元本欠損額をその損害額と推定する。

(注1) 現行では、不法行為による損害賠償責任（民法709条）で争われることとなるが、業者の説明義務の有無、損害の因果関係について原告が立証責任を負っており、裁判が長期化する傾向がある。

(参考) 民法709条（不法行為による損害賠償責任）

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

(注2) 本法律によって、説明義務を法定し、原告（顧客）の因果関係の立証責任を転換することにより、原告の立証責任の軽減が図られることとなる。

なお、原告は、民法709条による損害賠償請求を行うことも可能。

【金融商品販売業者の勧誘の適正の確保】

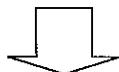
1. 金融商品販売業者は、勧誘の適正の確保に努めなければならない旨規定。
2. 金融商品販売業者は、次の事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならない。
 - (1) 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項
 - (2) 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項
 - (3) その他勧誘の適正の確保に関する事項
3. 上記2.に違反した金融商品販売業者は、過料に処する。

◇ 本法律は、平成13年4月1日から施行。

金融商品の販売等に関する法律の意義

金融商品の販売・勧誘を巡るトラブル

- ・投資信託、デリバティブ、ワラント等、多様な金融商品の普及
- ・知識・情報の乏しい利用者に対し、業者の説明が不十分



これまでの対応

問題点

業者に対する業法上の規制

- ・利用者自身の救済規定無し
- ・業法の無い商品は対象外

裁判による救済

[不法行為による損害賠償責任
(民法 709 条)]



業者の説明義務の有無、損害の因果関係について原告に立証責任



裁判の長期化

利用者保護のための立法



(金融商品の販売等に関する法律)

金融商品横断的な説明義務の明確化

- ・利用者への適切な説明の確保
- ・円滑な取引 (業者にもメリット)

説明義務違反の場合の損害賠償責任

(立証責任の転換)



裁判の迅速化

(原告の立証負担の軽減)

販売業者に、勧誘の適正の確保に関する方針の策定・公表の義務付け

勧誘の適正の確保のための業者の自主的努力の促進

「金融商品の販売等に関する法律施行令」の概要

この政令は、「金融商品の販売等に関する法律」において、政令で定めることとされている事項を定めるものである。主な内容は次のとおり。

1. 金融商品の販売の定義関係

以下については、法の対象とする。

- (1) 保険又は共済に係る契約全て（国民健康保険、簡易生命保険等リスクのないものは除く）
- (2) 銀行法等に規定される金融等デリバティブ取引
- (3) 金銭の信託以外の信託（物・財産権の信託）、等

2. 金融商品販売業者等の説明義務関係

特定顧客（いわゆるプロ）の範囲は、金融商品販売業者等とする。

3. 勧誘方針の策定・公表関係

勧誘方針は、金融商品販売業者等の本店（主たる事務所等）において、掲示又は閲覧に供する方法により公表することを義務付ける。さらに、

- ① 本店以外の営業所等において金融商品の販売等を行う場合は、営業所等ごとに掲示又は閲覧に供する方法による公表を義務付ける。
- ② インターネット等、自動送信により金融商品の販売等を行う場合には、勧誘方針を自動送信する方法による公表を義務付ける。

（注）「自動送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。

4. 施行期日

この政令は、法の施行の日（平成13年4月1日）から施行する。